

vol.52-09 (通算 594号)

2022年12月号

# やどかり

2022年12月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

## すべての暮らしは憲法 25 条から

### 12月14日生活保護引下げ違憲訴訟さいたま地裁結審

2012年12月、衆議院選挙で生活保護費削減1割を公約に掲げた自民党が圧勝した。

翌年1月に出された新年度予算案に保護費削減が盛り込まれた。2013年8月から段階的に、平均6.5%最大10%、生活保護世帯97%に影響が及ぶ生活保護基準引き下げが始まった。「4月には消費税もあがる。これ以上どう節約したらいいのか。死ねというのか」というメンバーの呟きが耳に残っている。

総削減額670億円のうち、約90億円は厚労省の指示した、これまでの検証方式とは異なる、所得の最下位層である第1・十分位層との比較によるものだ。この層には生活保護を受給する資格があっても利用していない人も含まれ、この層と生活保護との比較は際限ない引き下げにつながると基準部会が釘を刺している。あとの580億円は、厚労省が独自の計算式を用い、日常的には購入しないパソコンなど家電製品の物価下落などを理由に、基準部会にも諮らずに打ち出した数字だ。やどかりの里でも、こうした背景や不服を申し立てる審査請求などを学んだ。

2014年8月、さいたま地裁へ集団提訴、やどかりの里のメンバーも原告に立った。全国では29地裁、1,000人に上る原告が提訴。これまで9地裁で敗訴したが、大阪、熊本、東京、横浜地裁で原告側が勝訴した。判決では、「健康で文化的な生活水準を維持する保護基準改定にあたっては、専門的知見で検証を行い、かつ保護世帯の影響を勘案すべきところ、裁量権のある厚労大臣がこれらを怠り、判断過程に誤りと欠落があった」と断じた。しかし、国側はこ

れを不服とし控訴している。

生活保護基準は、就学援助、最低賃金、年金、障害福祉サービスや介護保険の利用料など多岐に渡る暮らしに影響する。埼玉では、25条を守ろうという一致点で労働、教育、高齢分野などの団体と交流を図り、2016年から25条集会を開いてきた。COVID-19の影響下でも情報交換を続け、11月27日に第4回埼玉集会が開催された。

埼玉集会では切実な声が語られた。COVID-19感染拡大の中、高齢分野では利用控えが激増、フレイル化、認知症状の悪化が進んでいる。こうした最中に利用者2割負担、ケアプランの有料化など「史上最悪」の介護保険法改悪が進められようとしている。障害分野でも家族への介護依存がさらに深刻化するなどこれまで抱えていた矛盾がさらに浮き彫りになった。アルバイトと奨学金で生活をやり繰りしているという大学生は、実習があるとアルバイトができず、電気、ガス代も上がり、来月どう生活するか、という切実な状況が語られた(詳しくは次号で報告)。

12月14日、生活保護基準引下げ違憲訴訟さいたま地裁の結審を迎える。来年3月には判決が出る見通しだ。提訴から8年、亡くなった原告もいる。原告の1人、佐藤晃一さんは「生活保護は生きる術だった大切な制度。誰でも病気になる可能性があるし、安心して暮らせるような社会保障制度であって欲しい。最後の最後まで闘い続ける」と語る。決意している。さいたま地裁に生活保護基準引下げ取消判決を求める署名にも取り組んでいる。運動はこれからだ。